

II. 平成28年度保健事業計画について

資料2

(1) 予防接種事業

目 的	ワクチン接種により免疫力をつけ、疾患の発生及び集団でのまん延を予防する。
平 成 28 年 度 事 業 計 画	<p>1. 定期予防接種・・・予防接種法に基づき市長が行う</p> <p>【A類疾病】 努力義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①四種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ） ②二種混合（ジフテリア、破傷風） ③不活化ポリオ ④BCG（結核） ⑤麻しん・風しん ⑥水痘 ⑦日本脳炎 ⑧Hib感染症 ⑨小児の肺炎球菌感染症 ⑩ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）※積極的勧奨は行わない。 ⑪水痘 ⑫B型肝炎 ※平成28年10月から定期接種化 <p>○麻しん・風しん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種見込 乳幼児Ⅰ期（1歳以上2歳未満） 220人 <li style="padding-left: 2em;">乳幼児Ⅱ期（5歳以上7歳未満） 220人 ・接種方法 県内の医療機関での個別接種。 <p>○日本脳炎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種見込 幼児 600人 <li style="padding-left: 2em;">学童 360人 ・接種方法 県内の医療機関での個別接種。 ・積極的勧奨 3歳児、9歳児、18歳相当（平成10年度生） <p>○B型肝炎 ※平成28年10月から定期接種化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種対象 平成28年4月1日生まれから ・対象年齢 生後1歳に至るまでの間にある者 ・接種回数 初回2回、追加1回 <p>【B類疾病】 努力義務なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ①季節性インフルエンザ（65歳以上の高齢者） ②高齢者の肺炎球菌感染症 <p>○高齢者インフルエンザ予防接種事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 65歳以上の者又は60歳～65歳未満の者は厚生労働省令で定める者。 ・実施期間 毎年10月1日～12月末 ・個人負担 自己負担金1,300円。（接種費用から1,300円を差し引いた額を医療機関へ市が負担。生活保護世帯は無料とし、接種費用の全額を市が負担。） ・接種見込 5,000人

○高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種事業

- ・対象者 65歳の高齢者又は60歳～65歳未満の者は厚生労働省令で定める者。
ただし、平成30年度までは経過措置として、該当する年度に65歳・70歳・75歳・80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方も対象。
- ・助成回数 1人につき1回
- ・個人負担 自己負担金2,700円。(接種費用から2,700円を差し引いた額を医療機関へ市が負担。生活保護世帯は無料とし、接種費用の全額を市が負担。)
- ・接種見込 240人

2. 定期予防接種償還払い

- ・対象者 里帰り等でやむを得ず、県外で予防接種を実施する乳幼児等を対象にする。
- ・接種方法 県外等の委託外の医療機関での予防接種費用の助成
- ・実績見込 20件程度

3. 任意予防接種償還払い

○子どもインフルエンザ予防接種事業

- ・対象者 15歳以下(中学3年生相当)
- ・実施期間 毎年10月1日～12月31日
- ・個人負担 接種費用から1,000円を差し引いた金額を医療機関で支払う。
- ・助成回数 1人につき2回を限度
- ・接種方法 市が委託する医療機関での個別接種
- ・接種見込 延2,200人

○妊娠安心風しん予防接種事業

- ・対象者 風しん未罹患者及びワクチン未接種者、罹患歴及び接種歴が不明の者又は罹患歴及び接種歴を問わず風しんのHI抗体価が16以下の者で
(1) 妊娠を予定し又は希望する女性(未就学児を除く)
(2) 風しんのHI抗体価が16倍以下の妊婦との同居者(定期接種対象年齢を除く)
- ・助成回数 1人につき1回を限度
- ・接種方法 県内の医療機関での個別接種とする。
- ・接種見込 10人

(2) 母子保健事業

目 的	各種健診や相談の実施により、母親と子どもの健康の保持増進を図る。																
平成28年度事業計画	<p>1. 妊婦健康診査 妊婦ひとり当たり14枚(101,440円分)の健診票を交付する。 交付予定実人員 220人 交付延件数 2,100件</p> <table border="1" data-bbox="421 533 956 943"><thead><tr><th>種 別</th><th>交付枚数</th></tr></thead><tbody><tr><td>受診券 15,550円</td><td>1枚</td></tr><tr><td>受診券 12,950円</td><td>1枚</td></tr><tr><td>受診券 11,400円</td><td>1枚</td></tr><tr><td>受診券 8,540円</td><td>1枚</td></tr><tr><td>受診券 8,000円</td><td>1枚</td></tr><tr><td>受診券 5,000円</td><td>9枚</td></tr><tr><td>合 計</td><td>14枚</td></tr></tbody></table> <p>2. 低体重児の届出の受理 出生時の体重が2,500g未満の乳児について、市へ低体重児出生の届け出をしてもらう。</p> <p>3. 未熟児の訪問指導 未熟児について養育上必要があると認めるとき、対象宅を訪問し保護者に対して必要な指導を行う。</p> <p>4. 養育医療給付事業 母子保健法第20条に基づき入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 給付見込 20件</p> <p>5. 子ども・子育て支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 対象家庭 220件 生後2か月の赤ちゃんの家庭を訪問し、その家庭において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うことで子育ての孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭には適切なサービスに結びつける。 NPO法人ほのか宅幼老所「さくらさくら」に180件を委託し、市の保健師は特にフォローが必要な家庭への訪問を充実させる。</p>	種 別	交付枚数	受診券 15,550円	1枚	受診券 12,950円	1枚	受診券 11,400円	1枚	受診券 8,540円	1枚	受診券 8,000円	1枚	受診券 5,000円	9枚	合 計	14枚
種 別	交付枚数																
受診券 15,550円	1枚																
受診券 12,950円	1枚																
受診券 11,400円	1枚																
受診券 8,540円	1枚																
受診券 8,000円	1枚																
受診券 5,000円	9枚																
合 計	14枚																

平成
28
年
度
事
業
計
画

・ 養育支援訪問事業

概ね生後1年までの乳児がいる家庭で、産後うつ等で自力での育児が困難な家庭に、ヘルパーの派遣を行なうほか、その他の必要な援助に結びつける。

(例)

- ・ 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼの問題によって子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭等。
- ・ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

子育てヘルパー派遣 10回

6. 乳児健康診査

乳児1人に2枚の健診票を交付し、心身の発育の観察を行う。県内の医療機関で実施。

交付予定実人員 220人

7. 1歳6か月児健康診査 実施回数 12回

8. 3歳児健康診査 実施回数 12回

9. 安心子育て相談事業

1歳6か月児健診・3歳児健診等の各種健診の事後指導。
発達遅れや育てにくさ等の問題を抱える子どもや保護者に対する個別相談や、保育所等に出向き訪問指導を行う。

・ すくすく親子相談（心理士による相談） 月1～2回

・ ことばの相談（言語聴覚士による相談） 月1回

・ 療育相談（保育所等への訪問指導） 月1回程度

(3) 不妊・不育症治療費助成事業

<p>目的</p>	<p>生殖補助医療による不妊治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担を軽減する。 また、不育症（妊娠しても流産を繰り返し出産に至らない）で子どもを持つことが困難な夫婦に対し、費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図る。 不育症の治療費に対する助成は、平成27年度からの実施。</p>																						
<p>平成28年度事業計画</p>	<p>1. 不妊治療費助成事業</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法第74条の規定による婚姻の届出を行った夫婦又は住民基本台帳法に規定する外国人住民のうち婚姻中の者。 ・体外受精又は顕微授精以外に妊娠が望めないと医師に診断されている。 ・夫又は妻のいずれか一方が本市に1年以上住所を有していること。 ・夫及び妻の前年の所得の合計が730万円未満。 ・佐賀県不妊治療支援事業実施要綱に規定する佐賀県知事が指定する医療機関において不妊治療を受け、かつ、佐賀県不妊治療支援事業承認決定通知の交付を受けている。 <p>対象経費</p> <p>女性の不妊治療 指定医療機関で受けた採卵準備のための投薬から、体外受精又は顕微授精に至るまでの治療に要した経費。</p> <p>男性の不妊治療 女性の不妊治療の一環として行われた治療で、精巣内精子生検採取法（TESE）及び精巣上体内精子吸引採取法（MESA）など、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等に要した経費。</p> <p>助成金額、助成回数及び助成期間</p> <p>女性の不妊治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金額・・・対象経費から佐賀県不妊治療支援事業助成額を控除して得た額と10万円を比較して少ない方の額。（最高10万円） ・助成回数・・・初年度は3回、次年度以降は年2回まで。通算10回まで。（開始年度・年齢により制限有り） ・助成期間・・・通算して5年度を限度。 <p>男性の不妊治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金額・・・1回の治療につき助成対象経費の2分の1の額。（最高10万円） ・助成回数・期間・・・女性の不妊治療に準ずる。 <p>助成回数</p> <table border="1" data-bbox="320 1704 1442 2040"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成27年度までに助成を受けた者</th> <th colspan="2">平成28年度以降に初めて助成を受ける者</th> </tr> <tr> <th>初回助成時の妻の年齢</th> <th>受けられる助成回数 (平成27年度までの助成回数と通算)</th> <th>治療開始時の妻の年齢</th> <th>受けられる助成回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40歳未満</td> <td>43歳になるまでに6回まで</td> <td>40歳未満</td> <td>年度制限なし 43歳になるまでに通算6回まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">40歳以上</td> <td rowspan="2">43歳になるまでに3回まで</td> <td>40歳以上</td> <td>年度制限なし</td> </tr> <tr> <td>43歳未満</td> <td>43歳になるまでに通算3回まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>43歳以上</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度までに助成を受けた者		平成28年度以降に初めて助成を受ける者		初回助成時の妻の年齢	受けられる助成回数 (平成27年度までの助成回数と通算)	治療開始時の妻の年齢	受けられる助成回数	40歳未満	43歳になるまでに6回まで	40歳未満	年度制限なし 43歳になるまでに通算6回まで	40歳以上	43歳になるまでに3回まで	40歳以上	年度制限なし	43歳未満	43歳になるまでに通算3回まで			43歳以上	なし
平成27年度までに助成を受けた者		平成28年度以降に初めて助成を受ける者																					
初回助成時の妻の年齢	受けられる助成回数 (平成27年度までの助成回数と通算)	治療開始時の妻の年齢	受けられる助成回数																				
40歳未満	43歳になるまでに6回まで	40歳未満	年度制限なし 43歳になるまでに通算6回まで																				
40歳以上	43歳になるまでに3回まで	40歳以上	年度制限なし																				
		43歳未満	43歳になるまでに通算3回まで																				
		43歳以上	なし																				

平成28年度事業計画	<p>実績見込 女性 18件 男性 1件</p> <p>2. 不育症治療費助成事業</p> <p>対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法第74条の規定による婚姻の届出を行った夫婦又は住民基本台帳法に規定する外国人住民のうち婚姻中の者。 ・厚生労働省不育症研究班に属する医療機関（これと同等の能力を有する医療機関を含む）において、不育症と診断され、治療の必要が認められている。 ・夫又は妻のいずれか一方が本市に1年以上住所を有している。 ・夫及び妻の前年の所得の合計が730万円未満。 ・夫及び妻に市税の滞納がない。 </p> <p>対象経費 指定医療機関で受けた保険診療対象外の不育症治療等に係る治療費。</p> <p>助成金額 1 治療期間又は1年度につき30万円を限度</p> <p>実績見込 1件</p>
------------	---

(4) 妊婦歯科健康診査事業

目的	<p>妊婦の歯周疾患の予防と早期発見に努めることにより、早産・流産の予防に努める。また、妊娠期からの歯科衛生教育を行うことで、生まれてくる赤ちゃんのむし歯予防につなげる。</p>
平成28年度事業計画	<p>対象者 母子健康手帳交付を受けた妊婦に対し1妊娠期間につき1回で、交付の日から出産の前日まで。</p> <p>対象経費 1回あたり6,566円（歯科医師会へ委託）</p> <p>実施機関 市内委託医療機関</p> <p>受診見込 84人</p> <div style="text-align: right;">  </div>

(5) がん検診事業

<p>目的</p>	<p>がんの早期発見・早期治療及びがんに対する意識の高揚を図ることを目的に実施するもので、受診勧奨の徹底等で病状の重症化を抑制するとともに、医療費の軽減を図る。 また、がん検診推進事業（国庫補助）を実施し、検診料を無料にして受診率が低迷している若い世代の子宮頸がん検診、乳がん検診の機会の普及を図る。</p>																															
<p>平成28年度事業計画</p>	<p>《平成28年度総合がん検診》</p> <p>(受診見込)</p> <table border="0"> <tr> <td>・胃がん検診</td> <td>1,100人</td> <td>・乳がん検診</td> <td>950人</td> </tr> <tr> <td>・肺がん検診</td> <td>2,200人</td> <td rowspan="2">〔うちマンモ1方向 800人 マンモ2方向 150人〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・大腸がん検診</td> <td>2,400人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・前立腺がん検診</td> <td>1,100人</td> <td>・子宮がん検診(集団)</td> <td>920人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(個別)</td> <td>120人</td> </tr> </table> <p>《新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(平成28年度補助事業)》</p> <table border="0"> <tr> <td>・子宮がん検診 対象者数</td> <td>113人</td> <td>・乳がん検診 対象者数</td> <td>153人</td> </tr> <tr> <td>(受診見込み) 集団検診</td> <td>10人</td> <td>(受診見込み) 集団検診</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>個別検診</td> <td>20人</td> <td>個別検診</td> <td>19人</td> </tr> </table> <p>《平成28年度総合がん検診日程》</p> <p>塩田地区(塩田保健センター) 8回(うち日曜検診2回)</p> <p>嬉野地区(嬉野市公会堂) 10回(うち日曜検診2回)</p> <p>吉田地区(吉田公民館) 2回</p> <p>計 20回</p> <p>《平成28年度の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診推進事業(大腸がん検診無料クーポン券交付)は平成27年度で終了となるが、大腸がん検診開始年齢の40歳のみ検診料金を無料化し、受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図っていく。 ・また、子宮頸がん検診と乳がん検診についても引き続き国庫事業を活用し、検診開始年齢者への健康意識の普及啓発に努める。 ・子宮頸がん検診の個別検診(医療機関)については、指定医療機関を杵藤地区管内へ拡充し、受診しやすい体制を整える。 ・市報、防災無線、ホームページ、班回覧、広報車等を活用し、機会ある毎に検診の周知、受診勧奨に努める。 ・精密検査未受診者に対して、通知や電話等で引き続き受診勧奨を行う。 	・胃がん検診	1,100人	・乳がん検診	950人	・肺がん検診	2,200人	〔うちマンモ1方向 800人 マンモ2方向 150人〕		・大腸がん検診	2,400人		・前立腺がん検診	1,100人	・子宮がん検診(集団)	920人			(個別)	120人	・子宮がん検診 対象者数	113人	・乳がん検診 対象者数	153人	(受診見込み) 集団検診	10人	(受診見込み) 集団検診	25人	個別検診	20人	個別検診	19人
・胃がん検診	1,100人	・乳がん検診	950人																													
・肺がん検診	2,200人	〔うちマンモ1方向 800人 マンモ2方向 150人〕																														
・大腸がん検診	2,400人																															
・前立腺がん検診	1,100人	・子宮がん検診(集団)	920人																													
		(個別)	120人																													
・子宮がん検診 対象者数	113人	・乳がん検診 対象者数	153人																													
(受診見込み) 集団検診	10人	(受診見込み) 集団検診	25人																													
個別検診	20人	個別検診	19人																													

(6) 肝炎ウイルス検診事業

目的	<p>肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的に実施する。また、個別勧奨メニュー事業（国庫補助）を追加し、個別に節目対象者への受診勧奨通知をし、若い世代への検診機会の普及を図る。</p>																												
平成28年度事業計画	<p>《平成28年度肝炎ウイルス検診》</p> <p>○健康増進事業として実施する</p> <p>(通常分) B+C 80人 (5歳刻み) B+C 90人 Cのみ 10人 Cのみ 10人 Bのみ 10人 Bのみ 10人</p> <table border="1" data-bbox="427 775 1318 931"> <thead> <tr> <th>対象年齢</th> <th>40歳</th> <th>45歳</th> <th>50歳</th> <th>55歳</th> <th>60歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(男)</td> <td>94</td> <td>91</td> <td>84</td> <td>109</td> <td>112</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>(女)</td> <td>86</td> <td>79</td> <td>81</td> <td>75</td> <td>85</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>180</td> <td>170</td> <td>165</td> <td>184</td> <td>197</td> <td>896</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成28年2月24日 現在)</p> <p>*平成28年肝炎ウイルス検診日程予定 日曜検診2回</p> <p>《平成28年度の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報、班回覧等を活用し、また地域コミュニティと協力しながら、機会ある毎に検診の周知、受診勧奨に努める。医療機関での無料検査の活用も促していく。 ・会場では標示等を活用しスムーズに検診を受けられるようにし、誰もが受診しやすい環境づくりを行う。 ・受診者が結果を忘れていた事例も見られるため、検査後の指導も確実に行う。 ・検診受診勧奨と共に、受診状況の把握に努める。 ・県の事業の周知に努め、検診機会の提供、早期介入に積極的に取り組む。精密検査対象者へは受診勧奨を個別に行っていく。 	対象年齢	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	合計	対象者数(男)	94	91	84	109	112	490	(女)	86	79	81	75	85	406	合計	180	170	165	184	197	896
対象年齢	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	合計																							
対象者数(男)	94	91	84	109	112	490																							
(女)	86	79	81	75	85	406																							
合計	180	170	165	184	197	896																							

(7) 歯周疾患検診事業

<p>目的</p>	<p>健康増進事業の一環として歯周疾患の個別検診を実施し、歯の健康への意識付けを行うとともに、歯周病を予防し食べる楽しみを享受できるようにする。</p>
<p>平成28年度事業計画</p>	<p>事業内容</p> <p>*対象者 40歳・50歳・60歳・70歳の節目の方</p> <p>*対象経費 委託医療機関（歯科医）での歯周疾患検診に要した費用。</p> <p>*交付予定枚数 1,350枚</p> <p>*受診予定期間 平成28年5月から11月まで（7ヶ月間）</p> <p>*受診予定者数 150人</p>

j

(8) ピロリ菌感染検査事業

<p>目的</p>	<p>市の悪性新生物の部位別死亡者数で多い傾向にあるのが胃がんである。その胃がんの発生に深く関わっているのが食生活の習慣とともにピロリ菌であることも実証されてきている。そのため、働き盛りで健康にも自信がある者が多い30歳以上50歳未満の者に対しピロリ菌検査費用の助成をおこない、健康への意識付けを図るとともに、将来の医療費の軽減につなげる。</p>				
<p>平成28年度事業計画</p>	<p>事業内容</p> <p>*対象者 市内に住所を有し（外国人登録者を含む。）検査を受ける年度に満30歳以上50歳未満の者</p> <p>*検査の方法 委託医療機関での個別検査（尿素呼気試験法）</p> <p>*助成額及び回数</p> <table data-bbox="438 1422 965 1512"> <tr> <td>検査回数</td> <td>検査年度内に1回</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>検査1回につき7,000円</td> </tr> </table>	検査回数	検査年度内に1回	助成額	検査1回につき7,000円
検査回数	検査年度内に1回				
助成額	検査1回につき7,000円				



(9) 健康づくり健診事業

<p>目的</p>	<p>健康増進法の対象外となる19歳～39歳の者に健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療による重症化の防止と健康への意識付けを図り、若い世代からの生活習慣病等の予防への関心をより高め、健康づくり推進の街づくりの充実を図る。また、胃がんリスク検査のABC検査を実施し、若い世代の胃がん防止への働きかけを強化する。</p>
<p>平成28年度事業計画</p>	<p>事業内容</p> <p>*対象者 年度内に19歳～39歳に到達する者で健康診断を受ける機会のない者</p> <p>*健診項目 基本的な健診項目(身体計測、血圧、血液、尿検査、診察など) 詳細な健診項目(心電図、眼底、貧血) 歯科検診* ABC検査* ※希望者のみ実施</p> <p>*自己負担 1,000円 ABC検査希望時は 1,000円追加</p> <p>*受診予定者数 130人</p>

(10) 脳ドック費用助成事業

目的	脳血管疾患やその他疾患の早期発見と予防のため、脳ドックにかかる費用の一部を助成することにより、市民の健康の保持及び増進を図る。
平成28年度計画	<p>*対象者 市内に住所を有し、検査年度に満40歳以上65歳以下の者</p> <p>*実施期間 平成28年7月1日～平成29年3月31日</p> <p>*実施機関 委託医療機関 3ヶ所</p> <p>*助成額 実施機関における検査料の8割（限度額は25,000円/人）</p> <p>*定員 嬉野医療センター 50人 うれしのふくだクリニック 20人 織田病院 30人</p>

(11) 健康長寿の人間ドック費用助成事業

目的	生活習慣病やその他の病気の早期発見と予防のため、人間ドックにかかる費用の一部を助成することにより、市民の健康の保持及び増進を図る。
平成28年度計画	<p>*対象者 市内に住所を有し、検査年度に満30歳以上65歳以下の者</p> <p>*実施期間 平成28年7月1日～平成29年3月31日</p> <p>*実施機関 市内の12医療機関</p> <p>*助成額 実施機関における検査料の8割（限度額は34,500円/人）</p> <p>*定員 100人</p> 

(12) 自殺対策について

※地域自殺対策強化事業

全国の自殺者数は平成25年度に3万人を下回ったが、依然として多くの人が自殺で死亡する状況が続いている。平成27年度から新たに国の事業として地域自殺対策強化事業を実施する。

目的	自殺対策を総合的に推進して、自殺についての正しい知識の普及を図るとともに、命の大切さ、自殺の危険を示すサインに気づいた時の対応等について理解を深め、自殺予防についての普及啓発を進める。
平成28年度計画	 <ol style="list-style-type: none">1. 一般住民に対するゲートキーパー養成研修会 2回実施予定2. 自殺予防に関する啓発 「こころの体温計」によりパソコンを利用して簡単にできるメンタルヘルスの自己チェックと相談窓口など情報を表示。3. 訪問による相談等 精神保健福祉士による精神疾患等で不安を持つ家庭への訪問相談4. こころの相談（社会福祉協議会主催） 毎月第4月曜日 午後 精神科医師 こころの健康相談 毎月第2木曜日 午前 保健師

(13) 食育推進事業

目的	食に関する適切な知識の習得と実践で、生涯に亘っての正しい食習慣の実現により、健康の保持増進と生活習慣病の予防を目的とする。																														
平成28年度計画	<p>1. 嬉野市食育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●嬉野市食育推進会議 2回 嬉野市食育推進計画に沿った保健、医療、教育、農業等の専門分野における食育の検討と推進を行う。 ●楽しく役立つ食育講座 2回 学童期・思春期は朝食の欠食、過度のダイエット、肥満につながる食べ過ぎ等の健康上問題行動が起こり始める時期にあることから、保護者に家庭における食育の大切さについて理解を深めてもらうことを目的とする。 対象：市内小・中学校 PTA 役員他 30名程度 内容：1回目 「食育活動事例紹介」と「プランターで野菜を育てよう！」 2回目 「簡単！おいしい！栄養満点！子どもが喜ぶ朝ごはんを作ろう！！」 <p>2. 食生活改善推進員教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●栄養教室 塩田地区 7回 延べ140人（申込20人） 嬉野地区 7回 延べ210人（申込30人） 食生活や健康づくりの基礎知識及び生活習慣病予防等について学び、実践しながら地域で食のボランティア活動を行う食生活改善推進員（ヘルスマイト）を養成する。 <p>3. ライフステージ別食育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●親子ふれあい食育教室 4回 延べ120人（申込30人） 健やかな心と体の発育または発達を促進する食生活が、生活習慣として定着することを目的に、お話や料理を親子で楽しく体験してもらい家庭での実践に繋げる。 ●はつらつ料理教室（65歳以上） 塩田・嬉野地区 各4回 240人（申込各30人）※介護予防対象者を含む 高齢者の心身の健康づくり、認知症や寝たきり等要介護状態になることを予防し、健康で自立した生活ができることを目的に、講話や調理実習をする。 <p>4. 食生活改善地区組織活動事業</p> <p>食生活改善推進員（ヘルスマイト）は、健康づくり及び栄養・食生活改善を推進するボランティア組織であり、市が行う食育の推進や健康づくり等を、食を通じた活動で支援する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>●食生活改善普及講習会</td> <td style="text-align: center;">30回</td> <td style="text-align: center;">500人</td> </tr> <tr> <td>●親子料理教室・食育教室</td> <td style="text-align: center;">10回</td> <td style="text-align: center;">400人</td> </tr> <tr> <td>●メンズクッキング教室</td> <td style="text-align: center;">4回</td> <td style="text-align: center;">120人</td> </tr> <tr> <td>●地域の特産品普及</td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td style="text-align: center;">30人</td> </tr> <tr> <td>●若い世代対象の食育教室</td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td style="text-align: center;">30人</td> </tr> <tr> <td>●健康ウォーキング大会</td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td style="text-align: center;">100人 ※塩田地区</td> </tr> <tr> <td>●愛の一皿運動</td> <td style="text-align: center;">800回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●対話や訪問による普及活動</td> <td style="text-align: center;">15,000回</td> <td style="text-align: center;">30,000人（延人数）</td> </tr> <tr> <td>●集会での普及活動</td> <td style="text-align: center;">5,000回</td> <td style="text-align: center;">15,000人（延人数）</td> </tr> <tr> <td>●会員学習会</td> <td style="text-align: center;">11回</td> <td style="text-align: center;">350人</td> </tr> </table> <p><県協議会事業> 未定</p>	●食生活改善普及講習会	30回	500人	●親子料理教室・食育教室	10回	400人	●メンズクッキング教室	4回	120人	●地域の特産品普及	1回	30人	●若い世代対象の食育教室	1回	30人	●健康ウォーキング大会	1回	100人 ※塩田地区	●愛の一皿運動	800回		●対話や訪問による普及活動	15,000回	30,000人（延人数）	●集会での普及活動	5,000回	15,000人（延人数）	●会員学習会	11回	350人
●食生活改善普及講習会	30回	500人																													
●親子料理教室・食育教室	10回	400人																													
●メンズクッキング教室	4回	120人																													
●地域の特産品普及	1回	30人																													
●若い世代対象の食育教室	1回	30人																													
●健康ウォーキング大会	1回	100人 ※塩田地区																													
●愛の一皿運動	800回																														
●対話や訪問による普及活動	15,000回	30,000人（延人数）																													
●集会での普及活動	5,000回	15,000人（延人数）																													
●会員学習会	11回	350人																													

(14) 特定健診・特定保健指導

<p>目的</p>	<p>内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健診・保健指導を行う。早期介入し生活習慣の改善のための行動変容につなげ、内臓脂肪型肥満から起こりやすい糖尿病、高血圧、脂質異常の予防と重症化予防を図るため。</p>
<p>平成28年度事業計画</p>	<p> 《特定健康診査》 平成28年度目標受診率 44% (平成27年度は40.0%(速報値)) 1. 実施期間 平成28年6月1日～8月31日 未受診者健診については、医師会の先生方へ協力をお願いし、昨年度同様に追加期間を設定する予定。 また、10/30(日)、11/6(日) 集団健診を実施予定。(総合がん検診と同時実施) 2. 健診内容 問診・身体計測(身長・体重・腹囲)・血圧測定・血液検査(血糖検査、脂質検査、肝機能検査、腎機能検査)・尿検査(糖・蛋白・潜血)・心電図(但し、脳・心臓疾患定期通院者を除く) 3. 受診形態 個別健診(県内の特定健診実施医療機関にて) 4. 受診勧奨 *市報・行政放送・防災無線・広報車での受診勧奨 *がん検診時のチラシ配布 *嘱託員会での説明・受診勧奨 *初めて特定健診の対象となる40歳到達者に対して、電話で受診勧奨 *受診勧奨ポスターの掲示(図書館・スーパーなど) *商工会への受診勧奨案内 5. 未受診者対策 *未受診者への再通知(10月予定) *集団健診の案内を班回覧・市報に掲示 6. リピート率向上対策 *積極的支援者の健診リピート率が悪い為、前年度の特定保健指導 積極的支援対象者で健診未受診者に対し、追加健診期間前に電話で受診勧奨を行う。 7. 情報提供書の導入 *通院治療中の方で、特定健診の受診を希望されない方に対し、当該年度の診療録を基に「情報提供書」に転記していただき、嬉野市に提供いただくことで特定健診の受診者とする取り組みです。 《特定保健指導》平成28年度目標実施率 40% (平成27年度初回面接終了率66.7%(速報値)) 1. 実施開始予定 平成28年6月下旬 2. 実施・終了予定 開始(初回面接)から6ヵ月後に最終面接を行い終了となる。 3. 保健指導実施者 市の保健師、管理栄養士で実施する。 4. 特定保健指導対象外の生活習慣病コントロール不良者や受診が必要な方には、管理栄養士と保健師による訪問指導を行い、重症化予防に努める。 </p>

《二次健診》

1. 対象者 保健指導利用者で、HbA1c5.6%以上6.4%(NGSP値)以下または空腹時血糖値100mg/dl以上125mg/dl以下の受診希望者
2. 実施方法 特定保健指導初回面接終了後希望者へ利用券を発行し、1カ月以内に受診し検査を受けてもらう。
3. 実施機関 委託した市内の医療機関
4. 健診終了後は、実施機関の医師から結果説明を受けたのちに、保健師・管理栄養士がその健診結果をもとに保健指導を行う。糖負荷試験や頸動脈超音波検査で、糖尿病の段階や動脈硬化の状況が明確になるため、生活習慣の行動変容の動機付けとなり効果的である。